

港 湾 運 送 料 金 表

平成 7 年（1995） 6 月 16 日 認可
平成 7 年（1995） 6 月 16 日 実施

本表は国土交通省に届出した「港湾運送料金表」に基づき、届出書類に記載されている
字句において、あきらかに変更を要する部分（港名等）については、訂正しております。

東 北 港 運 協 会
日本通運(株)仙台支店ロジスティクス第二部
青森中央事業所

目 次

港湾荷役料金表	3
港湾荷役料金表（船内荷役料金）	10
港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）	16
港湾荷役料金表（小型船荷役料金）	24
いかだ運送料金表（B 港）（掲載省略）	30
いかだ運送料金表（D 港）（掲載省略）	34

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

適用港

茨城県	日立港
福島県	小名浜港
宮城県	仙台塩釜港
岩手県	大船渡港・宮古港・久慈港
青森港	八戸港・青森港
秋田県	秋田船川港
山形県	酒田港

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品目				金				額	
				夏 期		冬 期			
				東北各港(日立港含む)		宮城・岩手県各港		青森・秋田・山形県各港	
				接岸本船 ↓ 上屋内 野積場内	接岸本船 ↓ 上屋前 野積場前	接岸本船 ↓ 上屋内 野積場内	接岸本船 ↓ 上屋前 野積場前	接岸本船 ↓ 上屋内 野積場内	接岸本船 ↓ 上屋前 野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入		902	801	1,082	961	1,173	1,041
		空		767	681	920	817	997	885
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1,348	1,230	1,618	1,476	1,752	1,599
	パレタイズ貨物・バンバック・ バックコンテナ・プレスリング			1,646	1,502	1,975	1,802	2,140	1,953
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの		2,492	2,254	2,990	2,705	3,240	2,930
		麻 袋 入 り の も の		2,088	1,920	2,506	2,304	2,714	2,496
	べール物	葉 タ バ コ		1,815	1,626	2,178	1,951	2,360	2,114
		そ の 他 の ベ ー ル 物		2,477	2,231	2,972	2,677	3,220	2,900
	モ ー タ ー サ イ ク ル			1,997	1,833	2,396	2,200	2,596	2,383
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)			2,601	2,385	3,121	2,862	3,381	3,101
	機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)			1,892	1,714	2,270	2,057	2,460	2,228
	青 果 類			1,948	1,758	2,338	2,110	2,532	2,285
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,770	1,628	2,124	1,954	2,301	2,116
	巻 取 紙 (内 地 産)			1,441	1,283	1,729	1,540	1,873	1,668
	木 材	岸 壁 揚 の も の	米 国 材 南 洋 材	1,323	1,183	1,588	1,420	1,720	1,538
			北 洋 材	1,757	1,620	2,108	1,944	2,284	2,106
			製 材	1,406	1,264	1,687	1,517	1,828	1,643
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,113	1,891	2,536	2,269	2,747	2,458
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		2,022	1,838	2,426	2,206	2,629	2,389
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,719	1,563	2,063	1,876	2,235	2,032
	石 材			2,043	1,890	2,452	2,268	2,656	2,457
撤 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石 (粉)			1,350	1,207	1,620	1,448	1,755	1,569
	鉍 礦 石 (塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石			1,932	1,750	2,318	2,100	2,512	2,275
	砂 糖			1,853	1,710	2,224	2,052	2,409	2,223
特 殊 貨 物	冷 凍 品			-	3,725	-	4,470	-	4,843
	冷 蔵 品			-	2,756	-	3,307	-	3,583

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨 天・雪 天 荷 役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が 1,000トン以上 3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が 3,000トン以上 5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が 5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回あたりの荷役量が 3,000トンを超えること

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分			15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼夜区分	港別						
昼間 (8時30分 から 16時30分 まで)	日立・小名浜港		40,590	63,280	85,990	108,700	128,180
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港	夏期	40,590	63,280	85,990	108,700	128,180
		冬期	48,700	75,930	103,180	130,440	153,810
	青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	40,590	63,280	85,990	108,700	128,180
		冬期	52,760	82,260	111,780	141,310	166,630
半夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港		63,140	98,440	133,760	169,090	199,390
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港	夏期	63,140	98,440	133,760	169,090	199,390
		冬期	75,760	118,120	160,510	202,900	239,260
	青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	63,140	98,440	133,760	169,090	199,390
		冬期	82,080	127,970	173,880	219,810	259,200

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分			15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼夜区分	港別						
昼間 (8時30分 から 16時30分 まで)	日立・小名浜港		322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港	夏期	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
		冬期	386,410	602,420	818,610	1,034,830	1,220,260
	青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
		冬期	418,610	652,620	886,830	1,121,060	1,321,950
半夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港		322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港	夏期	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
		冬期	386,410	602,420	818,610	1,034,830	1,220,260
	青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	322,010	502,020	682,180	862,360	1,016,890
		冬期	418,610	652,620	886,830	1,121,060	1,321,950

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律) 1トンにつき 8円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律) 1トンにつき 7円

6. 消費税導入に伴う料金の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物が無い場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

イ) 1,000トン以上 3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

ロ) 3,000トン以上 5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

ハ) 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

イ) 3ヶ月以上の長期契約があること

ロ) 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること

ハ) 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

㊦ 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000 キログラム、容積は1.133 立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも 20 フィート型は1個当たり 32 トン、40 フィート型は1個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額に合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

- (3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。(日立港、小名浜港を除く。)

- (4) 消費税導入に伴う加算については

イ) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看質作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(難破船・特殊船の荷役・荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表 (船内荷役料金)

適用港

茨城県	日立港
福島県	小名浜港
宮城県	仙台塩釜港
岩手県	大船渡港・宮古港・久慈港
青森県	八戸港・青森港
秋田県	秋田船川港
山形県	酒田港

港 湾 荷 役 料 金 表 (船内荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目					金		額	
					夏 期		冬 期	
					東北各港(日立港含む)		宮城・岩手県各港	青森・秋田・山形県各港
物 ユニ ター イ ズ 貨	コンテナ	実 入			421	505	547	
		空			358	430	465	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)				798	958	1,037	
	パレタイズ貨物・バンバック・ バックコンテナ・プレスリング				973	1,168	1,265	
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの			1,373	1,648	1,785	
		麻 袋 入 り の も の			1,313	1,576	1,707	
	べール物	葉 タ バ コ			916	1,099	1,191	
		そ の 他 の ベ ー ル 物			1,313	1,576	1,707	
	モ ー タ ー サ イ ク ル				1,235	1,482	1,606	
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)				1,602	1,922	2,083	
	機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)				1,052	1,262	1,368	
	青 果 類				1,055	1,266	1,372	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ				1,120	1,344	1,456	
	巻 取 紙 (内 地 産)				682	818	887	
	木材	水落しのもの	原 木			459	551	597
		岸 壁 揚 の も の	原 木	米 国 材 南 洋 材	655	786	852	
				北 洋 材	1,130	1,356	1,469	
				製 材			732	878
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)				1,054	1,265	1,370	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)			1,163	1,396	1,512	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル			989	1,187	1,286	
石 材				1,341	1,609	1,743		
撤 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石 (粉)				671	805	872	
	鉍 礦 石 (塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石				1,074	1,289	1,396	
	砂 糖				1,201	1,441	1,561	
特 殊 貨 物	冷 凍 品				2,695	3,234	3,504	
	冷 蔵 品				1,675	2,010	2,178	

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が 1,000トン以上 3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が 3,000トン以上 5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が 5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回あたりの荷役量が 3,000トンを超えること

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分			9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼夜区分	港別						
昼間 (8時30分 から 16時30分 まで)	日立・小名浜港		24,430	37,450	50,480	63,500	73,280
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港	夏期	24,430	37,450	50,480	63,500	73,280
		冬期	29,310	44,940	60,570	76,200	87,930
	青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	24,430	37,450	50,480	63,500	73,280
		冬期	31,750	48,680	65,620	82,550	95,260
半夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港		38,000	58,260	78,520	98,780	113,990
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港	夏期	38,000	58,260	78,520	98,780	113,990
		冬期	45,600	69,910	94,220	118,530	136,780
	青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	38,000	58,260	78,520	98,780	113,990
		冬期	49,400	75,730	102,070	128,410	148,180

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分			9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼夜区分	港別						
昼間 (8時30分 から 16時30分 まで)	日立・小名浜港		193,810	297,100	400,470	503,770	581,350
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港	夏期	193,810	297,100	400,470	503,770	581,350
		冬期	232,570	356,520	480,560	604,520	697,620
	青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	193,810	297,100	400,470	503,770	581,350
		冬期	251,950	386,230	520,610	654,900	755,750
半夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港		193,810	297,100	400,470	503,770	581,350
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港	夏期	193,810	297,100	400,470	503,770	581,350
		冬期	232,570	356,520	480,560	604,520	697,620
	青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	193,810	297,100	400,470	503,770	581,350
		冬期	251,950	386,230	520,610	654,900	755,750

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

6. 消費税導入に伴う料金の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物が無い場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上 3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上 5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000 キログラム、容積は1.133 立方メートルをもって1トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは、実入り・空とも 20 フィート型は1個当たり 32 トン、40 フィート型は1個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額に合算します。
また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。
- (3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。(日立港、小名浜港を除く。)
- (4) 消費税導入に伴う加算については
 - ① 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
 - ② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(難破船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表 (沿岸荷役料金)

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

適用港

茨城県

日立港

福島県

小名浜港

宮城県

仙台塩釜港

岩手県

大船渡港・宮古港・久慈港

青森港

八戸港・青森港

秋田県

秋田船川港

山形県

酒田港

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目				金 額					
				夏 期		冬 期			
				東北各港(日立港含む)		宮城・岩手県各港		青森・秋田・山形県各港	
				接岸本船船側 はしけ内	接岸本船船側 はしけ内	接岸本船船側 はしけ内	接岸本船船側 はしけ内	接岸本船船側 はしけ内	接岸本船船側 はしけ内
				↓ 上 屋 内 野 積 場 内	↓ 前 上 屋 前 野 積 場 前	↓ 上 屋 内 野 積 場 内	↓ 前 上 屋 前 野 積 場 前	↓ 上 屋 内 野 積 場 内	↓ 前 上 屋 前 野 積 場 前
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ	実 入		528	422	634	506	686	549
		空		449	359	539	431	584	467
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		621	497	745	596	807	646	
	パレタイズ貨物・バンパック・ バックコンテナ・プレスリング		760	608	912	730	988	790	
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの		1,250	1,000	1,500	1,200	1,625	1,300
		麻 袋 入 り の も の		885	708	1,062	850	1,151	920
	べ ー ル 物	葉 タ バ コ		995	796	1,194	955	1,294	1,035
		そ の 他 の べ ー ル 物		1,294	1,035	1,553	1,242	1,682	1,346
	モ ー タ ー サ イ ク ル		867	694	1,040	833	1,127	902	
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		1,136	909	1,363	1,091	1,477	1,182	
	機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		940	752	1,128	902	1,222	978	
	青 果 類		995	796	1,194	955	1,294	1,035	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		743	594	892	713	966	772	
	巻 取 紙 (内 地 産)		835	668	1,002	802	1,086	868	
	木 材	岸 壁 揚 原 木 の も の	米 国 材 南 洋 材	738	590	886	708	959	767
			北 洋 材	719	575	863	690	935	748
			製 材	748	598	898	718	972	777
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,170	936	1,404	1,123	1,521	1,217	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		965	772	1,158	926	1,255	1,004
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		820	656	984	787	1,066	853
石 材		810	648	972	778	1,053	842		
撤 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石 (粉)		750	600	900	720	975	780	
	鉍 礦 石 (塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石		960	768	1,152	922	1,248	998	
	砂 糖		749	599	899	719	974	779	
特 殊 貨 物	冷 凍 品		-	1,226	-	1,471	-	1,594	
	冷 蔵 品		-	1,226	-	1,471	-	1,594	

（注）夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が 1,000トン以上 3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が 3,000トン以上 5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が 5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回あたりの荷役量が 3,000トンを超えること

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分			4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
昼夜区分	港別		(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間 (8時30分 から 16時30分 まで)	日立・小名浜港		16,160	25,830	35,510	45,200	54,900	64,590
			16,160	25,830	35,510	45,200	54,900	64,590
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港 青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	16,160	25,830	35,510	45,200	54,900	64,590
		冬期	19,390	30,990	42,610	54,240	65,880	77,500
		夏期	16,160	25,830	35,510	45,200	54,900	64,590
半夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港		25,140	40,180	55,240	70,310	85,400	100,470
			25,140	40,180	55,240	70,310	85,400	100,470
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港 青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	25,140	40,180	55,240	70,310	85,400	100,470
		冬期	30,160	48,210	66,280	84,370	102,480	120,560
		夏期	25,140	40,180	55,240	70,310	85,400	100,470
		冬期	32,680	52,230	71,810	91,400	111,020	130,610

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分			4人～6人	7人～9人	10人～12人	13人～15人	16人～18人	19人～21人
昼夜区分	港別		(5人)	(8人)	(11人)	(14人)	(17人)	(20人)
昼間 (8時30分 から 16時30分 まで)	日立・小名浜港		128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
			128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港 青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
		冬期	153,840	245,900	338,050	430,300	522,640	614,890
		夏期	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
半夜 (16時30分 から 21時30分 まで)	日立・小名浜港		128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
			128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
	宮 城 県 各 港 岩 手 県 各 港 青 森 ・ 秋 田 山 形 県 各 港	夏期	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
		冬期	153,840	245,900	338,050	430,300	522,640	614,890
		夏期	128,200	204,920	281,710	358,590	435,540	512,410
		冬期	166,660	266,390	366,220	466,160	566,200	666,130

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,904
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの	1,748
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,605

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		10	8
繊維原料類		45	34
青果		45	34
窯製品		53	45
その他の貨物		78	64

(注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料金の料金とします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

6. 消費税導入に伴う料金の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ⇄ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、はい付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ⇄ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ⇄ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ⇄ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上 3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上 5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- イ 上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)にはい付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000 キログラム、容積は1.133 立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも 20 フィート型は1個当たり 32 トン、40 フィート型は1個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額に合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

- (3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。(日立港、小名浜港を除く。)

- (4) 消費税導入に伴う加算については

① 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

適用港

茨城県

日立港

福島県

小名浜港

宮城県

仙台塩釜港

岩手県

大船渡港・宮古港・久慈港

青森港

八戸港・青森港

秋田県

秋田船川港

山形県

酒田港

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数 1,000トン未満 500トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品目				金				額			
				夏 期		冬 期					
				東北各港(日立港含む)		宮城・岩手県各港		青森・秋田・山形県各港			
				接岸本船 ↓ 上 屋 内 野 積 場 内	接岸本船 ↓ 上 屋 前 野 積 場 前	接岸本船 ↓ 上 屋 内 野 積 場 内	接岸本船 ↓ 上 屋 前 野 積 場 前	接岸本船 ↓ 上 屋 内 野 積 場 内	接岸本船 ↓ 上 屋 前 野 積 場 前		
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入		686	601	823	721	892	781		
		空		584	511	701	613	759	664		
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,230	1,136	1,476	1,363	1,599	1,477			
	パレタイズ貨物・バンバック・ バックコンテナ・プレスリング		1,502	1,386	1,802	1,663	1,953	1,802			
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの		2,254	2,064	2,705	2,477	2,930	2,683		
		麻 袋 入 り の も の		1,920	1,785	2,304	2,142	2,496	2,321		
	べール物	葉 タ バ コ		1,626	1,475	1,951	1,770	2,114	1,918		
		そ の 他 の ベ ー ル 物		2,231	2,034	2,677	2,441	2,900	2,644		
	モ ー タ ー サ イ ク ル		1,833	1,701	2,200	2,041	2,383	2,211			
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		2,385	2,213	2,862	2,656	3,101	2,877			
	機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,714	1,570	2,057	1,884	2,228	2,041			
	青 果 類		1,758	1,607	2,110	1,928	2,285	2,089			
	有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,628	1,156	1,954	1,387	2,116	1,503		
巻 取 紙 (内 地 産)		1,086	966	1,303	1,159	1,412	1,256				
木 材		岸 壁 揚 の も の	米 国 材 南 洋 材	1,183	1,071	1,420	1,285	1,538	1,392		
			北 洋 材	1,620	1,511	1,944	1,813	2,106	1,964		
		製 材		1,264	1,150	1,517	1,380	1,643	1,495		
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,891	1,712	2,269	2,054	2,458	2,226				
鋼 材		一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,564	1,472	1,877	1,766	2,033	1,914		
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,329	1,252	1,595	1,502	1,728	1,628		
石 材		1,890	1,766	2,268	2,119	2,457	2,296				
撤 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石 (粉)		1,207	1,093	1,448	1,312	1,569	1,421			
	鉍 礦 石 (塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石		1,750	1,605	2,100	1,926	2,275	2,087			
	砂 糖		1,710	1,596	2,052	1,915	2,223	2,075			
特 殊 貨 物	冷 凍 品		-	3,492	-	4,190	-	4,540			
	冷 蔵 品		-	2,523	-	3,028	-	3,280			

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(2) 総トン数 500トン未満の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額					
				夏 期		冬 期			
				東北各港(日立港含む)		宮城・岩手県各港		青森・秋田・山形県各港	
				接岸本船 ↓ 上 屋 内 野 積 場 内	接岸本船 ↓ 上 屋 前 野 積 場 前	接岸本船 ↓ 上 屋 内 野 積 場 内	接岸本船 ↓ 上 屋 前 野 積 場 前	接岸本船 ↓ 上 屋 内 野 積 場 内	接岸本船 ↓ 上 屋 前 野 積 場 前
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入		686	550	823	660	892	715
		空		584	467	701	560	759	607
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		807	646	968	775	1,049	840	
	パレタイズ貨物・バンパック・ バックコンテナ・プレスリング		988	790	1,186	948	1,284	1,027	
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの		1,625	1,300	1,950	1,560	2,113	1,690
		麻 袋 入 り の も の		1,151	920	1,381	1,104	1,496	1,196
	べール物	葉 タ バ コ		1,294	1,035	1,553	1,242	1,682	1,346
		そ の 他 の ベ ー ル 物		1,682	1,346	2,018	1,615	2,187	1,750
	モ ー タ ー サ イ ク ル		1,127	904	1,352	1,085	1,465	1,175	
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		1,477	1,182	1,772	1,418	1,920	1,537	
	機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,222	976	1,466	1,171	1,589	1,269	
	青 果 類		1,294	1,035	1,553	1,242	1,682	1,346	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		966	774	1,159	929	1,256	1,006	
	巻 取 紙 (内 地 産)		1,086	870	1,303	1,044	1,412	1,131	
	木 材	岸 壁 揚 の も の	米 国 材 南 洋 材	959	767	1,151	920	1,247	997
			北 洋 材	935	748	1,122	898	1,216	972
			製 材	972	777	1,166	932	1,264	1,010
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,521	1,216	1,825	1,459	1,977	1,581	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,255	1,004	1,506	1,205	1,632	1,305
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,066	854	1,279	1,025	1,386	1,110
石 材		1,053	842	1,264	1,010	1,369	1,095		
撤 貨 物	小 麦 ・ 肥 料 原 料 ・ 鉍 礦 石 (粉)		975	780	1,170	936	1,268	1,014	
	鉍 礦 石 (塊) ・ 特 殊 鉍 礦 石		1,248	1,000	1,498	1,200	1,622	1,300	
	砂 糖		974	779	1,169	935	1,266	1,013	
特 殊 貨 物	冷 凍 品		-	1,594	-	1,913	-	2,072	
	冷 蔵 品		-	1,594	-	1,913	-	2,072	

(注) 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までそれぞれ適用します。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 分担金等

(1) 総トン数 1,000トン未満 500トン以上の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律) 1トンにつき 8円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律) 1トンにつき 7円

(2) 総トン数 500トン未満 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

5. 消費税導入に伴う料金の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときには、1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

- (1) 総トン数 1,000トン未満 500トン以上の小型船の本船内 ←→ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役。
- (2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内←→ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「本船内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷） 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、はい付けるまでの作業。

（積荷） 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 「本船内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

（揚荷） 本船内にある貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷） 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物が無い場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000 キログラム、容積は1.133 立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額に合算します。
- (3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。(日立港、小名浜港を除く。)
- (4) 消費税導入に伴う加算については
 - イ) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
 - ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(以下、掲載省略)

い か だ 運 送 料 金

適用港	
宮城県	石巻港
岩手県	大船渡港・宮古港
青森県	青森港
秋田県	秋田船川港
山形県	酒田港